



情報通

2011. September 9月号

発行：東京税理士会

情報システム委員会

題字：山川 巽 (江東東)

BCP (事業継続計画) と税理士事務所

今月の話題は東日本大震災以降、耳にすることが多くなったBCP (事業継続計画) の話です。決してあってほしくありませんが今後、高い確率で発生すると予想されている首都圏直下型地震に対する税理士事務所の備えとして、まず何をすべきかまとめてみました。事務所の危機対策にお役立てください。

BCP(Business Continuity Plan) (事業継続計画) とは

東日本大震災を機にちらほらと話しに聞くBCP (事業継続計画) とは何でしょうか？

BCP (事業継続計画) とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。※1

「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」内閣府平成22年3月30日によれば、BCPを「策定済み」、「策定中」の企業は、大企業では6割弱、中堅企業では3割弱となっており、中堅以下の企業では、BCPの策定が進んでいない状況でした。

このような中、東日本大震災が発生し、現在でもその復旧が困難な状況が続いています。

BCPを策定していれば、必ず災害が発生した際に迅速に事業の復旧が行えるというものではありませんが、BCPを策定し、日頃から災害に対する対処方法について全社的に検討を行っていけば、BCPを策定していない場合に比べて災害によるダメージ、復旧からの立ち直りを迅速に行うことができるようになります。

BCPの特徴

BCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。※1

災害が起こった際に、最もダメージを受ける業務を特定して、復旧時間を見積り、復旧できない場合の対応を人 (従業員、取引先) ・物 (製品、仕入先) ・金 (資金) の点から事前に対策を立てることがポイントとなります。

今回の東日本大震災で直接被害を被った東北地方はもちろんですが、首都圏においても、地震による事業所の損壊、交通機関の麻痺による帰宅・出社困難、計画停電による事業の停滞等により税理士事務所や顧客企業の事業に大きなダメージがありました。

税理士事務所の業務の点から考えると直接の事務所の被害 (書棚の損壊、コンピュータの破壊)、計画停電、職員の帰宅・出社の問題等検討すべき問題が

多々あったことと思います。

BCPの策定方法

- BCPは下記の要領で策定します。※2
- STEP 1 自社が遭遇する重大な自然災害などを確認する
 - STEP 2 自社の存続にかかわる重要な業務を挙げる
 - STEP 3 中核事業を復旧させる目標時間を設定する
 - STEP 4 復旧に長時間を要する資源を特定する
 - STEP 5 資金調達について検討する
 - STEP 6 対策や代替手段を検討する
 - STEP 7 従業員、取引先などと共通認識を持つ
 - STEP 8 安否確認と取引先との連絡手段を考える
 - STEP 9 今後実施すべきことを整理し、計画的に進めていく
 - STEP10 1年間の活動を総括してBCPを見直す
- 税理士事務所のBCP策定として考えてみますと、STEP 1はまず、地震、STEP 2は申告業務、STEP 3～6については、人 (従業員) ・物 (コンピュータ等) ・金 (資金) の観点から、申告データが破壊された場合、申告業務に使用するコンピュータ等が破壊された場合、事務所が破壊された場合、従業員が出社できなくなった場合を想定して対策を検討します。STEP 7～8については、従業員の帰宅・出社経路、顧客との連絡方法について検討します。STEP 9～10は具体的な対応策と可能であれば避難訓練などを実施します。

税理士業務を継続するために最低限必要な対策は？

災害時に税理士業務を続けるために最も重要なものは顧客の会計・申告データと事務所職員です。

データを守るためにはデータの分散管理が必要になってきます。また、紙媒体での保存は全てコピーを保存することは不可能に近いので、できるだけ電子媒体で保存することが必要になります。

最も簡単なデータの分散管理は、ポータブルハードディスク等に必要データをバックアップし、事務所と自宅など複数の場所で保管することですが、最近低コストになってきたデータストレージサービスを利用することも検討の余地があります。

データ処理の環境もデスクトップ型の専用機やパソコンでは、計画停電になると使用ができなくなるおそれがありますので、会計・申告ソフト等業務に必要なソフト類はノートパソコンで利用できる環境を整えておくことも必要と思われます (ノートパソ

コンは、充電さえしてあれば、少なくとも数時間は停電になっても使用できます)。(図1)



図1 デスクトップとノートブックを同じ環境で用意

また、顧客からの預り書類もできるだけ早く返却し、事務所内に預り書類を残さない工夫も必要になります。

事務所職員の安全確保のためには、従業員の帰宅・出社経路を予め明確にしておき、交通機関が使用できなくなった場合の状況、帰宅途中の避難場所、連絡手段を日頃から明確にしておくことが必要となります。

今回の東日本大震災でもインターネットを利用したメールやツイッター、フェイスブックなどのSNSやグーグル、災害情報が有用な情報を提供しました。

インターネットにはセキュリティの問題もありますが、災害時には非常に有効な情報提供・情報入手機能を発揮しますので、災害対策の一環としてその利用を検討することも必要なことと思います。(図2)

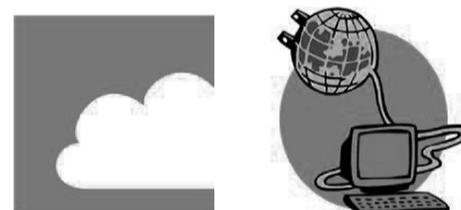


図2 データストレージサービス、SNS、グーグルの利用

なお、具体的にBCPを策定する際には、中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針 (<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>) の、BCPのサンプル等を参考して下さい。

(情報システム委員会委員 菅沼 俊広)

- ※1 中小企業BCP策定運用指針 第1版より
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/bcppdf/bcpguide.pdf>
- ※2 BCP策定のためのヒント より
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/guidebook/download/bcphint_all.pdf

税理士情報フォーラム2011

テーマ 『災害に強い税理士事務所』

～災害に遭ってもデータを守れる強い税理士事務所を目指そう～

開催日

平成23年11月15日 (火)
午前10時～午後5時 (参加費無料)

主催 東京税理士会情報システム委員会
共催 東京税理士会データ通信協同組合
場所 東京税理士会館

今年のフォーラムでは、災害によるデータの喪失やパソコンの破損等に対し、事務所で行っている対処方法をテーマに取り上げます。併せて東北税理士会の税理士をお招きし、基調講演も行う予定です。また、昨年に引き続き、ITなんでも相談室やDocuWorks研修も行う予定です。詳細は次号情報通をご覧ください。(現在企画途中です。内容に変更になる可能性があります。)

(東京税理士会業務研修課 TEL: 03-3356-4467)

連載

※本連載はフィクションです

(3/3)

12年後のイーダくん

— シナリオ・未来の税理士事務所 —

共通番号制度と税務調査を見据えて

SCENE 3. パソコンショップにて

パソコンショップの会計ソフトコーナー。

- 小池恵子。52歳。外食産業キッチン・コイケの社長夫人
- 芳谷源吾 飯田税理士事務所の職員
- ショップの店員

外食産業キッチン・コイケの社長夫人が、パソコンショップに来ている。会計ソフトコーナーに立っているが、どれを選んだらいいかわからず、途方に暮れている。

携帯を手にして、

恵子 「もしもし、飯田会計さん？ あ、芳谷くん、いたの。ちょうどよかった。ねえ、教えて！」

芳谷 「どうしました、奥さん」

恵子 「おたくの先生が、『御社もそろそろ自計化を考えましょう』なんて言ってたの。だから、とりあえず会計ソフトを買おうと思って、今お店に来ているのよ。でも、いろいろあって、どれがいいかわからなくて……」

芳谷 「何でもいいんですよ。テレビで宣伝しているような、有名なものならば、間違いはないでしょう。いまどきは、どのソフトを使っていたとしても、同じですよ」

恵子 「でも、おたくの事務所のソフトと互換性がなければ、データの交換ができないじゃない？」

芳谷 「それは心配要りません。今はどのソフトでも、互換性がありますから。一発で、うちのシステムに吸い上げられますよ」

恵子 「えーっ、そうなの？ だって、メーカーの競争だって、あるんじゃない？」

そこへ店員がすり寄ってきて、

店員 「それが奥様、いまは時代が変りまして！」

わっ、と社長夫人が驚く。

店員、構わずまくし立てる。

店員 「たしかに会計ソフトは、メーカーによって設計が違ってございます。でも、それは外側のことだけでして、中のデータは、全部同じ共通規格になっております」

恵子 「どういうこと？ 共通規格って、誰が、いつ決めたのよ」

店員 「XBRL-GLと申しまして、アメリカ生まれの国際標準規格でございます。ヨーロッパでもアジアでも、今や会計データはXBRL-GLの規格で統一されております。日本でも平成31年から、国税庁が電子申告でXBRL-GLを採用したのをきっかけに、いっきに普及しました。なにしろ日本人は、お役所と黒船に弱いですから」

恵子 「お役所はわかるけれど、黒船って、何？」

店員 「グローバル・スタンダード、すなわち国際標準のことでございます。日本のような島国では、世界の流れから孤立するのが、いちばん怖いことです。会計データも、国際標準に準拠しないと、世界の流れから取り残されてしまいますです」

恵子 「でも、以前は、各社独自のデータ規格ってものがあったんですよ。よく、それをあっさり捨てちゃったわね？」

店員 「ええ、どちら様も、毎年税金の申告をしなくちゃなりません。そのつど、メーカー独自規格のデータをXBRL-GLの規格に書き換えるくらいならば、最初から、XBRL-GLの規格で仕訳を入力したほうが、手間いらずです。なにしろ電子申告で、仕訳データを提出すると、コワ〜い税務調査がなくなるか、あっても大幅に時間短縮されることになりました。それで皆さん、XBRL-GL対応の会計ソフトをお求めになりますので、メーカーとしても生き残りをかけて、独自規格を捨てたというわけでございます」

恵子 「でも、独自性を捨てたら、そのぶん競争が鈍って、製品の

質が落ちるんじゃないかしら」

店員 「いえいえ、今でも熾烈な競争は続いております。独自規格でユーザーを囲い込むような、姑息な戦略が使えないかわりに、お客様にとって最も使いやすい操作性を追求して、そこで勝負をしているわけです」

恵子 「初心者にも優しい、ユーザーインターフェイスで勝負ってわけね」

店員 「はい。それでは奥様、これなどいかがでしょう。売れ筋の人気ナンバーワンでございます」

恵子 「如月勘定大納言ね。いいわ、これ頂戴」

芳谷 「……あの〜奥さん？ もしもしー！」

恵子 「あーっ、ゴメンなさい (笑)。忘れてたわ。お陰様で、よくわかりました。ええ、また指導よろしくね。え？買ったソフトの名前？……えーっと、なんとか勘定大魔王っていうのだけれど」

店員 「奥様、勘定大納言で、ございます」

恵子 「あはははは、そうそう、そう言うのね。あ、芳谷くん、ありがとう。それじゃ、記帳指導のほうも、よろしく……」

携帯をしまうと、恵子夫人はソフトの箱を抱えて、溜息をついた。

恵子 「ともかく、これの操作法を覚えなくちゃいけないのよね。会計事務所指定のソフトだったら、芳谷くんからレクチャーを受けられるんだけれどなあ。私も社長も、パソコン、得意じゃないのよねえ」

店員 「奥様、大丈夫です。この商品は“パソコン初心者の方でも安心の、1年間無料電話サポート付き”でございます」

恵子 「あら、そうなの？」

店員 「ここだけの話、会計事務所指定のいわゆる『専用ベンダーソフト』よりも、パソコン用市販ソフトのほうが、ビギナーに親切な作りになっております」

レジに商品を差し出すと、恵子夫人はプラスチックのICカード

を取り出した。会社の国民IDが登録されているICカードだ。レジ台のセンサーにかざすと、ピッと音がして、「認証成功」の表示が出る。同時にレジの液晶画面に、「キッチン・コイケ」の社名が出た。

店員が商品にバーコードリーダーを当てると、レジ画面に商品名と価格が表示される。

支払を済ませると、恵子夫人はふたたび携帯端末を取り出した。

恵子 「そうそう。これからは私が帳簿をつけなくちゃ、いけないのよね」

携帯端末を操作すると、インターネットに接続。国民IDとパスワードを打ち込んで、国税庁の「マイページ」を開いた。さらに操作を続けると、画面には、さっき買った会計ソフトのレシート情報が表示される。

恵子 「……………これ、なんていう勘定科目で処理したらいいのかしら？」

しばし考えて、携帯端末の画面を電話帳に切り替えた。

恵子 「もしもし、飯田会計さん？ あ、芳谷くん。ねえ教えて！」



(画：水島みき)

※本稿の全編を近日中に本会webサイト「税理士のためのIT活用講座」に掲載する予定です。



ミニセミナー

「ペーパーレスと電子申告」

◆日時：平成23年9月27日(火)

午後1時～2時

◆場所：東京税理士会館2階 会議室

定員：先着20名

講師：東京税理士会情報システム委員会委員

対象：本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。

e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

(記載事項 (①支部、②登録番号、③氏名))

TEL: 03-3356-4467(東京税理士会事務局業務研修課)